

生活保護「扶養照会」が申請の壁に 市に改善を求める

2月10日、反貧困ネットワーク広島は広島市に対して生活保護の申請時の『扶養照会』（申請人の親族に対して、支援ができないか問い合わせること）を、本人の了解なく行わないように強く要望しました。

この度の話し合いのなかで、石井担当課長は「絶対的要件ではないので本人とよく話し合って了解のもとで行いたい。強制はしないようケースワーカーにも周知徹底させていきたい」と答えました。



生活保護を利用しやすい制度に 広島市と交渉

家族への問い合わせが
申請者の大きな負担に

広島市は本人の了解なく扶養照会はしないと明言していますが、了解をとる段階でのやり取りが問題です。私たちが関係した事例として、この数ヶ月の間で3人が生活保護の申請時に「扶養照会の壁」に遭遇し、うち2人がやむなく申請を取り下げました。

様々な事情で20年以上も付き合いのない、子ども（または親）に対して、扶養照会するのが当然のよう

に「あなたの親（子ども）が生活保護の申請に来た。支援できないか」と問い合わせをすることが、申請者とその家族にどれほど負担になるか想像してほしいと、訴えてきました。

日ごろ生活保護の申請に立ち会ってきた経験として、支援する人が同行していれば少しは違うと思いますが、扶養照会するのが当然のように住所などを聞いてくるケースワーカーに、「やめてほしい」と拒否するには相当の勇気が必要です。

生活保護の扶養照会（親族への問い合わせ）は申請者の意向を尊重
長年の課題 私たちの運動が「扶養照会の壁」を突破広島市から「扶養照会」について
「改善する」との回答

4月22日、今年度の実施要領改定に伴う広島市の説明会が開かれました。

広島市の石井担当課長から、今回の改善点について詳しく説明を受けました。

大きな改善点は、扶養照会をしない例として

- 家族と連絡をとっていない期間が20年以上から10年以上に短縮
- 親などから借金をしたりしていて勤当状態
- 家族といろいろなトラブルをおこしているなどをあげました。

まだまだ不十分な点もありますが、本人が知らないうちに照会をすることはないようです。この点は大きな前進と思われます。

申請時の対応に大きな変化が

ある支援団体の人が生活保護の申請に同行した際に、「扶養照会をしないで」と言おうと構えていたところ、話を聞いてケースワーカーの方から「家族からの支援は望めないですね」と扶養照会をしないことになったそうです。また当NPOの職員は、「最近3人の生活保護に同行をしたが、扶養照会について確実に窓口の対応に変化が見える。私たちの運動の大きな成果を確信した」と話しています。

「扶養照会」が限定的になれば申請時にためらいがなくなり、生活保護が本当に身近な制度となります。さらに運動を加速させていきましょう。

「ハチドリ舎のコンセプトは
人と人、人と社会、広島と
世界をつなげるブックカフェ」



3月16日、中区土橋にあるブックカフェ「ハチドリ舎」で弁護士BAR企画の一つとして「コロナ禍の貧困問題」について講演をおこなってきました。直接参加とLive配信同時開催でした。ハチドリ舎で2019年7月に講演をさせていただいた際には、リーマンショック後の広島の状況や私たちの取り組みについてお話しました。

コロナ禍以前から不安定雇用・低賃金のワーキングプアが広がっており、コロナ禍により、まず非正規から雇用を奪われたこと、飲食、小売、宿泊観光など特に女性が雇用を失い、貯蓄がなくなるという労働問題に起因した生活困窮なのに、ワーキングプア層に社会保障が手当されていないこと、昨年と異なり、今年寄せられる相談は、給付金、貸付金など活用できるものは全て活用してもなおやっていけないものになっていること、困窮状態におかれた子どもは最初「なんで僕だけ?」という思いから、「どうせ僕なんて」というあきらめの気持ちになっていくこと、経済的困窮から心理的悪影響など問題が深刻化していくことについてお伝えしました。

生活保護費減額決定取消請求訴訟の提起や、生活保護扶養照会への抗議など、あきらめずに1つ1つ声をあげて社会を変えていくことが重要だと呼びかけをさせていただきました。

困窮現場の最前線を知る私たちが、事実を伝えていく必要性を再認識しました。

他の支援団体の活動に勇気をもらう

生活困窮者の 居住支援を考える

南区地域福祉センターで社会福祉士会主催のシンポ「生活困窮者の居住支援を考える」が開かれました。

広島市から一時生活支援事業を受託している「社会福祉士会」「風の家」「小さな一歩」と当団体がそれぞれ取り組み状況や課題について報告し、「広島市保護自立支援課」「居住支援法人地域ネットくれんど」も交え、意見交換をおこないました。

当団体からはシェルター利用者が2019年度166人、2020年度157人であること、依存症を含む精神疾患を抱えた方が多くシェルター利用中や退所後の継続的な支援が望まれるが、受託事業には含まれていないため、手弁当での支援には人的にも予算的にも限界があること、今年4月から産業カウンセラーによるカウンセリングを開始し、好評であること(3頁参照)、職に就いても派遣で給与も生活保

護水準すれすれの低いものが多く、生活保護を脱却しても生活苦の状態は変わらず、家賃や公共料金、通信料や国民健康保険料を滞納しやすく、時に生活苦のために万引きし、逮捕勾留されて再び家を失う場合もあること、このような雇用状況では自立困難なのは当然で、こうした現状を当団体が当事者になって、声をあげ社会に伝える責任があることを報告しました。

各団体のシェルター運営にはそれぞれ違いがありますが、目の前の方を支援するため、スタッフも予算も少ない中、駆けずり回る様子がわかって勇気が出ました。また、多くの社会福祉士が、会場やリモートで参加され、居住支援について関心を持っていただくことができ、大変有意義なシンポジウムでした。

反貧困ネットワーク広島は、心理カウンセラーによる無料のカウンセリングを始めました。

シェルターやほっとサロンの利用者、また当 NPO の身近な人たちから「夜眠れない」「イライラする」「落ち込む」などの精神的なストレスをよく耳にします。誰かに話しを聞いてほしいと思っても、民間のカウンセリングは最低でも1回 5,000 円と高く、生活保護の利用者やギリギリで生活をしている人にはとても利用できません。病院の心療内科は時間も短く、事務的な話になりがちで「じっくりと話をする」状況にはありません。



カウンセラーの安徳剛さんと少しずつ心をひらく相談者

4月から始まった無料の心理カウンセリングは
当面、大手町事務所で行います。予約制です。

以前から「生活が苦しい人にもカウンセリングを利用できるようにしてほしい」と訴えがありました。そんな折、心理カウンセラーの安徳剛（あんどく つよし）さんから「なにかお役にたてないか」とのお声があり、生活支援の一環として「無料の心理カウンセリング」が始まりました。

最初の利用者は「生活が苦しい人にこそカウンセリングを」と訴えていた人です。

「初めてカウンセリングを受けました。以前から精神的にしんどくてカウンセリングを探していたのですが、保険が適用されなくて5,000 円位かかるので、生活保護だと無理と諦めていました。心の痛みも抱えて苦しい日々でした。どこまで自分のことを話せるか心配でしたが、上手く聞き出せてもらったので随分話すことができました。少し楽になりました。カウンセリングを受けて良かったです」と感想を語りました。

カウンセラーの安徳さんは「私の方が緊張して少し迷惑をかけたかも知れませんが、しかし、だんだんと多くの話をしていただき、私も手ごたえを感じるようになりました。こちらの方から有難うと言いたいです」と語りました。

生活困窮者自立支援制度連絡会

シェルター運営4団体で市へ要望

4月28日、上記連絡会が開催され「広島市」「広島市社会福祉協議会」「広島市くらしサポートセンター」「㈱アソウ・ヒューマニーセンター」とシェルター運営の4団体などの担当者が出席し、2020年度の各事業の実施状況などについて話し合いました。

コロナ禍で「広島市くらしサポートセンター」への相談件数は例年の3倍以上に増大、家賃補助（住宅確保給付金支給）は、2019年度申請24件に対し、2020年度は1167件（48倍）とのことでした。他方、シェルター利用者（一時生活支援事業）は、上記家賃補助制度の拡大や緊急事態宣言などによる県外からの往来減少のため「微減」となりました。

また、広島市健康福祉局長（保護自立支援課長）あてに、以下の要請書を提出しました。

- ① シェルター利用中の医療扶助の利用促進
- ② シェルター利用中の方への金銭補助の拡大（つなぎ資金貸付の拡大、市社協の生活困窮者生活再建サポート事業の利用承認、県社協の生活福祉資金貸付制度、緊急小口資金、総合支援資金の適用承認）
- ③ 小口資金、つなぎ資金の財源拡大
- ④ シェルター利用希望者についてのケースワーカーからの情報提供

日ごろよりたくさんの寄付をいただき、ありがとうございます。
お米（玄米）や缶詰、レトルトなどの保存のきく食品、また新品の肌着などがたいへん重宝いたします。食器については現在在庫が十分となっています。
引き続きよろしく願いいたします。



3月の「まちかど生活相談会」の報告

3月23日、24日各地でコロナ第3波が押し寄せる中、いつもの寒い会場で「暮らしとこころの相談会」を開催しました。

相談	23日	24日	2日間合計
面談	43	46	89
電話	9	5	14
合計	52	51	103

新聞もテレビも全く報道されませんでしたでしたが、2日間で合計103件の相談がよせられました。市民と市政を見てこられた方も6名おられました。

職場でいじめに逢い、体調を崩して退職されたという相談や、コロナで仕事を失い、生活費を借金して払えなくなったという相談、会社から自宅待機を指示されたが、支給される休業手当では手取りが少なくて生活できないという相談、親や兄から虐待を受け広島に逃げてきたのに、生活保護申請したところケースワーカーから「兄に事実確認の電話をしてもいいか」と言われ、恐怖でパニックになったといった相談が寄せられました。

相談内容	2日間合計
借金	15
生活苦・生活保護	11
損害賠償	10
離婚	9
相続・相続放棄	9
労働	8
こころの相談	8
年金・障害年金	5
後見	4
貸金	3
消費者問題	3
医療過誤	3
住まい	2
就労	2

今後のまちかど相談会の予定

今年の6月8日(火)・9日(水)の「まちかど相談会」は
新型コロナウイルス感染拡大のため中止とさせていただきます

- ・2021年 9月7日(火)・8日(水) 暮らしと心の相談会(広島弁護士会主催)
- ・2021年 12月7日(火)・8日(水) 年末年越し相談会(反貧困ネットワーク広島主催)
- ・2022年 3月22日(火)・23日(水) 暮らしと心の相談会(広島弁護士会主催)



共同募金のご報告

1月から3月に取り組んできた

共同募金社会課題解決プロジェクトに

176人の個人団体から

201万5882円の募金をいただきました

ありがとうございました

大切にに使わせていただきます

共同募金会発行の領収書送付は秋ごろになります

反貧困ネットワーク広島シェルター利用状況
2009年5月から2021年3月末まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	18	27
20代	138	60	198
30代	254	61	315
40代	305	80	385
50代	250	54	304
60代	168	36	204
70代	81	25	106
80代	9	7	16
不明	16	27	43
合計	1230	368	1598

単身 1476名 夫婦40名 親子79名 その他3名

シェルターのお問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ
平日10:00~17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15
NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員(個人) 年会費 2,000円
- 正会員(団体) 年会費 5,000円
- 賛助会員(個人) 年会費 5,000円
- 賛助会員(団体) 年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼

